

令和7年度

業務改善助成金オンライン説明会

愛媛労働局

雇用環境・均等室 助成金コーナー

賃金引上げの支援策（賃上げ支援助成金パッケージ）

愛媛労働局では、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。

令和7年度の賃上げ支援助成金パッケージは以下のとおりです。

助成金一覧



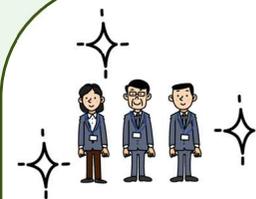
生産性向上
(設備・人への投資等)

- ・業務改善助成金
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・人材確保等支援助成金
- 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース



非正規雇用労働者の
処遇改善

- ・キャリアアップ助成金
- 賃金規定等改定コース
- 正社員化コース



より高い処遇への
労働移動等

- ・早期再就職支援等助成金
- 雇入れ支援コース
- 中途採用拡大コース
- ・特定求職者雇用開発助成金
- 成長分野等人材確保・育成コース
- ・産業雇用安定助成金
- スキルアップ支援コース

代表的な賃上げ支援助成金の内容

助成金	概要		 活用のポイント
業務改善助成金	事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。		賃上げ＋設備投資 (中小企業のみ)
働き方改革推進支援助成金	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。		労働時間削減等の取組＋設備投資等 (中小企業のみ)
人材開発支援助成金	職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。		職業訓練
人材確保等支援助成金	人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。		雇用管理改善の取組
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。		非正規雇用労働者の賃上げ

1 業務改善助成金とは



事業場内最低賃金の
引き上げ計画

設備投資等の
計画

業務改善助成金の
支給

中小企業

小規模事業者

継続的に最低賃金の引き上げを行いやすい環境整備に向けた支援

2 対象事業者

1

中小企業

小規模事業者

みなし大企業（大企業と密接な関係を有する企業）でないこと

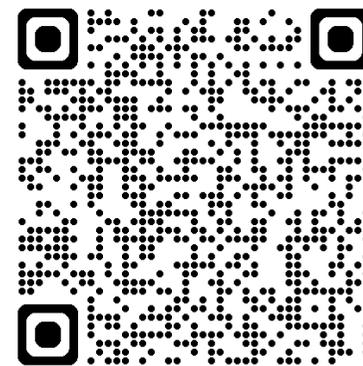
2

不交付事由がないこと（解雇・賃金引下げなど）

3

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

詳しい要件は
要綱・要領
リーフレット等にて
確認



厚生労働省HP

申請単位

それぞれで申請可能（事業場単位）



申請上限額は
事業主単位で
最大600万円

3 助成上限額と助成率

コース	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成率
			右記以外の事業場	事業場規模30人未満の事業場	
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 引上げ前の事業場最低賃金 </div> 1,000円未満 ▼ 4/5 1,000円以上 ▼ 3/4
		2~3人	50万円	90万円	
		4~6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上※	120万円	130万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	
		2~3人	70万円	110万円	
		4~6人	100万円	140万円	
		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上※	180万円	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円	
		2~3人	90万円	160万円	
		4~6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上※	300万円	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	
		2~3人	150万円	240万円	
		4~6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上※	600万円	600万円	

■ 特例事業者

1 賃金要件

事業場内最低賃金が
1,000円未満の事業場

2 物価高騰等要件

物価高騰等要件に該当する場合は、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいう。

※10人以上の上限対象区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合のみ対象

4 引き上げる労働者数の数え方

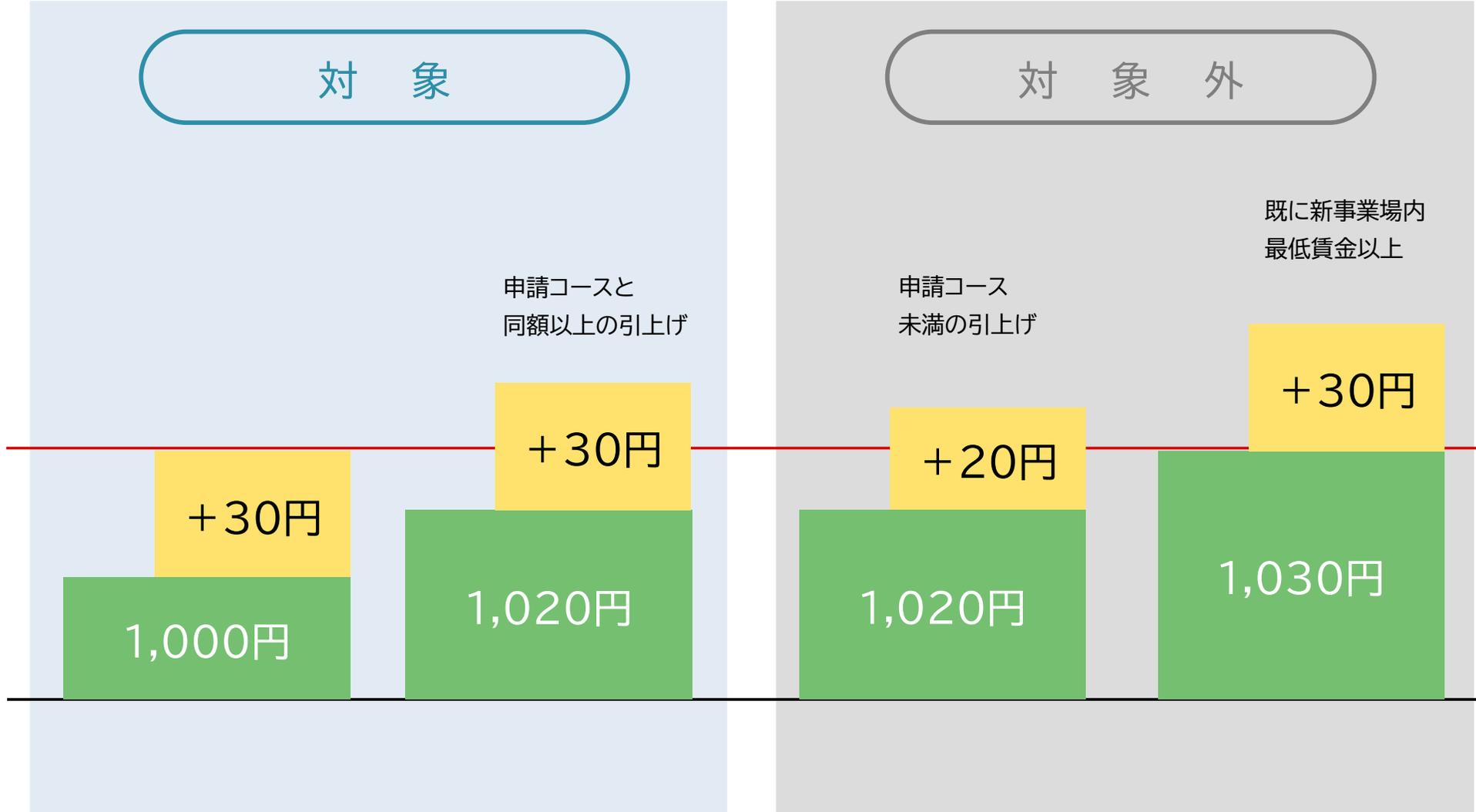
例

事業場内最低賃金1000円
30円コースの場合

新

事業場内
最低賃金

事業場内
最低賃金



5 助成対象経費

対象



助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等

対象外



- 経費削減のみの目的や不快感の軽減・快適化を目的とした経費
- 通常の事業活動に伴う消耗品や法令上義務付けられている事業

物価高騰等要件に
該当する



特例事業者

助成対象となる経費が拡充

- 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
- PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

5 助成対象経費

設備投資の例

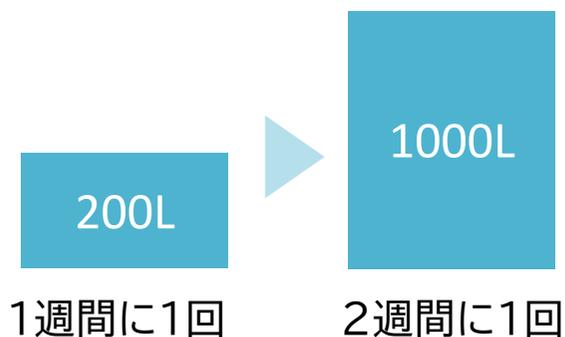
肥料管理機器

設備費用	3,700,000円
助成額	3,000,000円

肥料の調整時間短縮

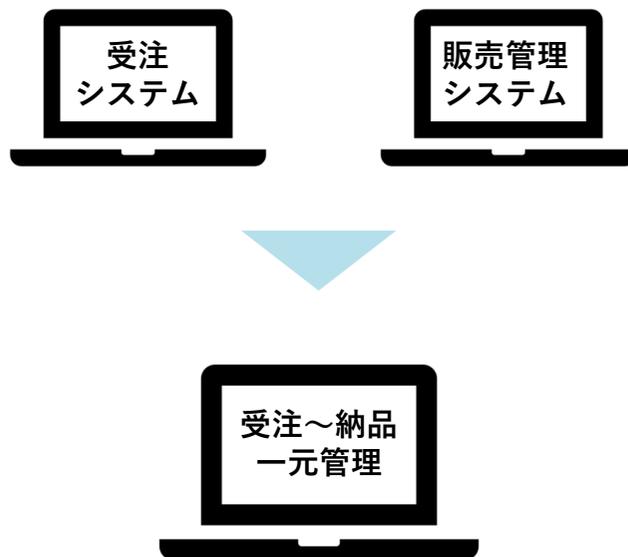


タンクの容量増加



販売管理システム

設備費用	3,300,000円
助成額	2,400,000円

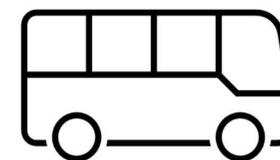


伝票入力時間削減
74.4時間/1カ月

福祉車両

設備費用	1,211,250円
助成額	959,000円

スロープ付き福祉車両の導入

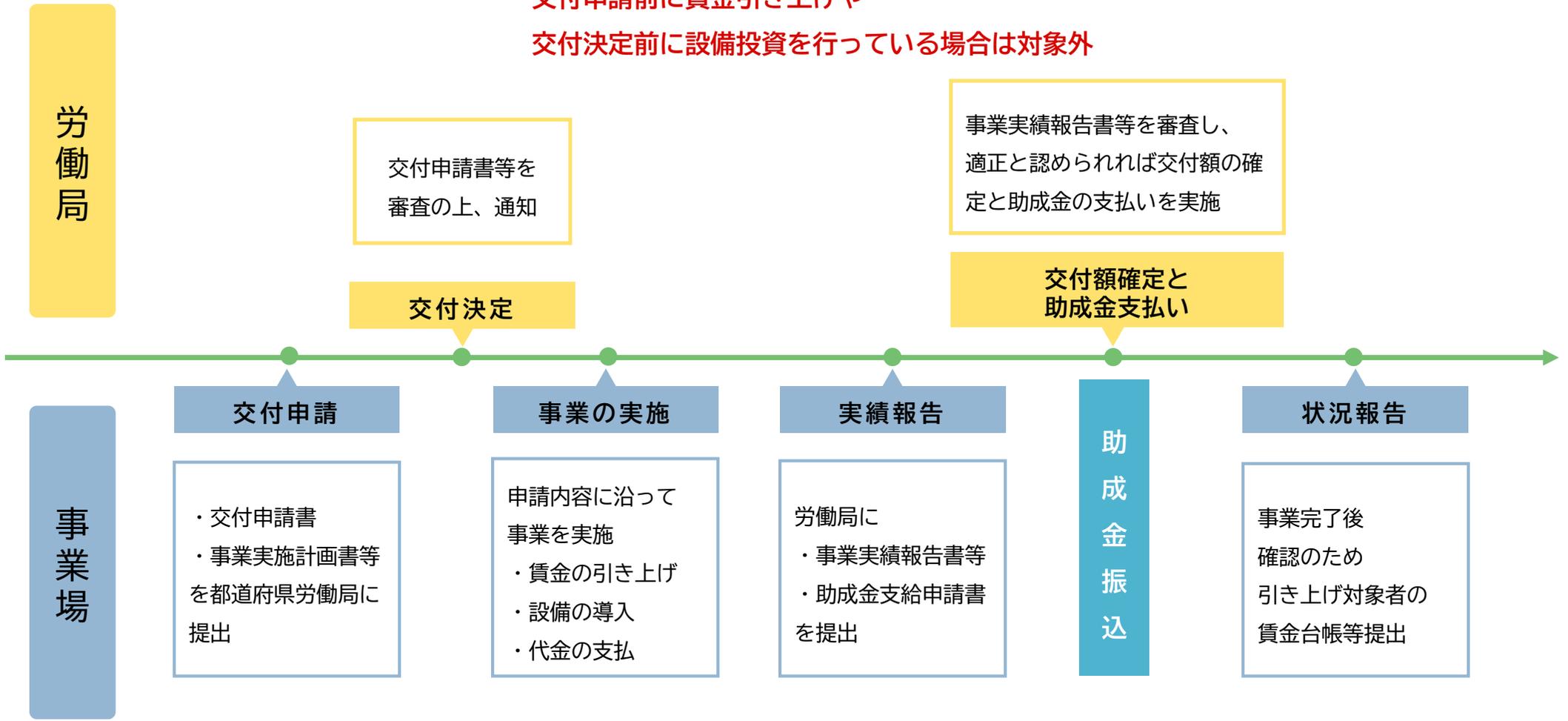


- 多数の職員が送迎業務を実施
 - ▶ 適材適所の人員配置が可能
- 車いすを利用される利用者の転落等のリスク削減や職員の身体的負担を軽減

サービスの質の向上
現場作業の効率化

6 助成金申請の流れ

交付申請前に賃金引き上げや
交付決定前に設備投資を行っている場合は対象外



必要に応じて
各種書類の提出が必要

- 助成対象経費の変更や事業完了日の変更の場合：事業計画変更申請書
- 交付要件を満たせなくなった場合：事業廃止承認申請書
- 申請を取り下げる場合：任意の取り下げ書

7 注意事項

申請方法

申請様式

厚生労働省のHPよりダウンロード

申請方法

持参・郵送・電子申請

厚生労働省HP



必要書類

要確認

要領・要綱

愛媛労働局作成の必要書類チェックリスト

必要書類はすべてそろい次第受理いたします

愛媛労働局HP



提
出
先

愛媛労働局 雇用環境・均等室

5F 助成金コーナー

〒790-8538 松山市若草町4-3



089-918-0011

7 注意事項

申請期限と賃金引上げ期間

	申請期間	賃金引上げ期間	事業完了 期限
第1期	令和7年4月14日 ▼ 令和7年6月13日	令和7年5月1日 ▼ 令和7年6月30日	令和8年 1月31日
第2期	令和7年6月14日 ▼ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日 ▼ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定日の前日	令和8年 1月31日

注
意

事業場内最低賃金引上げ日

地域別最低賃金改定日前日

引上げ対象者

この期間内に出勤してください！